



令和 9 年度 入園のご案内

(令和 9 年 4 月～令和 1 0 年 3 月入所)



※原則、千曲市にお住まいの方・これから住む予定の方が対象です。

※令和9年度中の職場復帰や転入予定など、年度途中での入園希望の場合も必ず申し込んでください。

※一斉申込期限（1 1 / 9（月））後の申込みは、一斉申込者調整後の随時調整となり、優先順位が下がりますのでご承知おきください。

※認可外保育施設は市での申込み対象ではありません。

も く じ

1	お子さんの“園年齢”について	P 1
2	保育の必要性の認定（支給認定）について	P 1
3	利用時間について	P 2
4	入園までの流れについて	P 3 ～ 5
5	入園申込みの方法について	P 6 ～ 8
6	その他の保育サービスについて	P 9 ～ 12
7	保育料 等（利用者負担額）について	P13 ～ 16
8	Q & A（※よくある質問について）	P17 ～ 28
9	千曲市保育施設一覧	P29
10	認可外保育施設の紹介	P29
11	千曲市保育施設案内図	P30
12	千曲市認可保育施設（公立・私立）のご案内	P31 ～ 40
13	千曲市保育施設等利用調整基準表	P41 ～ 42

【お問い合わせ先】

千曲市 こども・教育部 保育課 保育・幼稚園係

〒387-8511 千曲市杭瀬下二丁目1番地

TEL：026-273-1111（内線 1241・1242・1243）

FAX：026-273-8011

メールアドレス：hoikuen@city.chikuma.lg.jp



HPはこちら



1 お子さんの“園年齢”について

令和9年4月1日時点の年齢でクラス分けになるよ!



クラス年齢		生年月日	卒園
0 歳児	未満	令和8年4月2日 ~ 令和9年4月1日	令和15年3月31日
1 歳児		令和7年4月2日 ~ 令和8年4月1日	令和14年3月31日
2 歳児		令和6年4月2日 ~ 令和7年4月1日	令和13年3月31日
3 歳児	年少	令和5年4月2日 ~ 令和6年4月1日	令和12年3月31日
4 歳児	年中	令和4年4月2日 ~ 令和5年4月1日	令和11年3月31日
5 歳児	年長	令和3年4月2日 ~ 令和4年4月1日	令和10年3月31日

※0歳児については、施設によって受入可能月齢が異なります。29ページを参照してください。

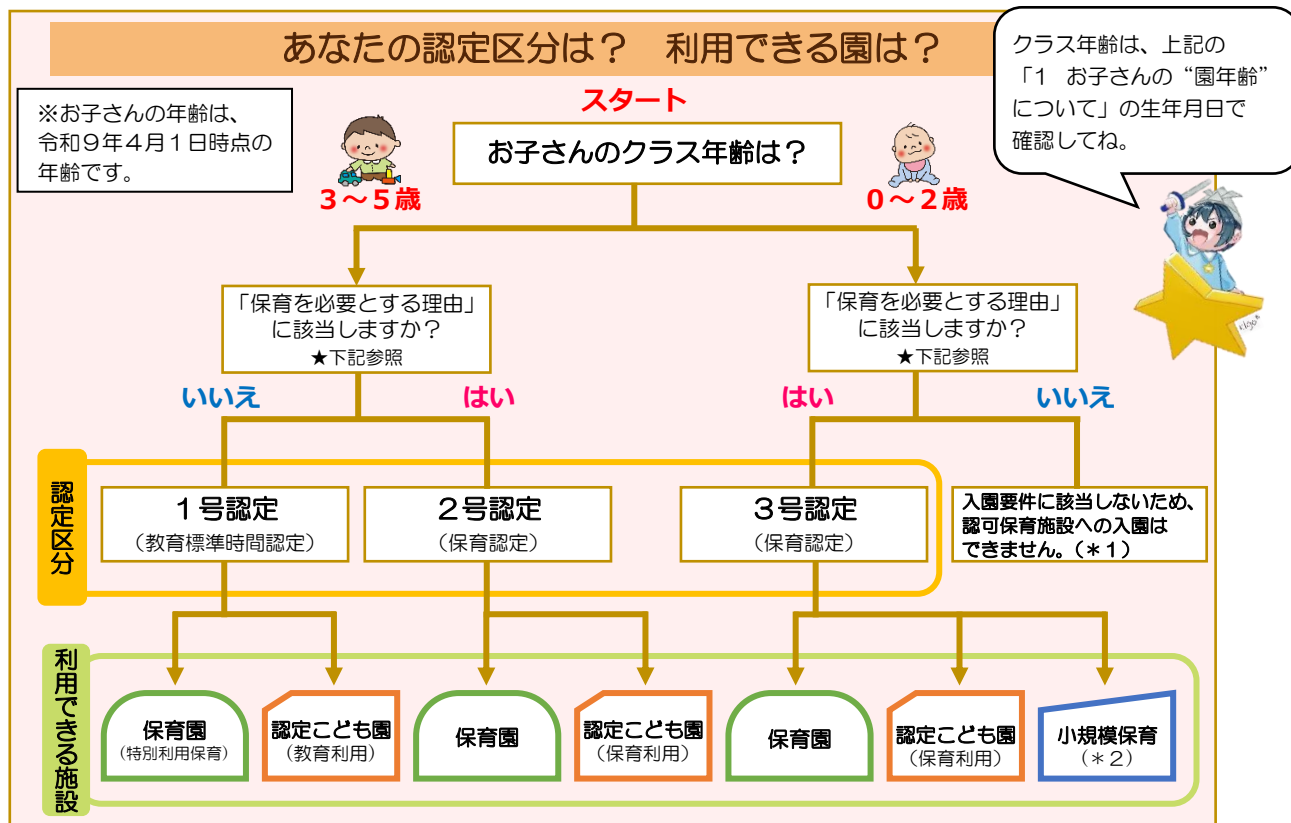
2 保育の必要性の認定（支給認定）について

支給認定とは、

保育所、認定こども園、小規模保育施設を **利用する際に必要** となる **受給資格** です。
お子さんの年齢 や **保育の必要性** に応じて、**1号認定** から **3号認定** まで3つの区分があります。設定区分によって利用できる施設や時間が変わります。

認定区分が決定したら、支給認定証等が発行されます。

※『支給認定証』は園に入園できることを証明する書類です。大切に保管してください。



クラス年齢は、上記の「1 お子さんの“園年齢”について」の生年月日で確認してね。



*1 必要に応じて、一時預かりなどの支援が利用できます。(11ページ参照)

*2 小規模保育施設は満3歳を迎えた年度末で卒園となりますので、卒園前に転園希望を提出いただきます。

★『保育を必要とする理由』 ※保護者の双方が下記のいずれかの理由にあてはまる必要があります。

- ①就労（家庭外・家庭内で月64時間以上働いている場合）
- ②妊娠・出産（入園期間は、出産予定日を基準に、産前2か月、産後5か月）
- ③保護者の疾病・障がい（原則1か月以上に渡るもの）
- ④親族の介護・看護
- ⑤災害の復旧
- ⑥求職活動（起業準備を含む）※申請は年度内に1回のみ。入園期間は3か月。
- ⑦就学（月64時間以上就学している場合）※職業訓練校等を含む
- ⑧育児休業（既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要な場合）
- ⑨虐待やDVのおそれ
- ⑩その他

3 利用時間について

利用時間は保育の必要性の設定区分に応じて、下記の利用時間となります。

※私立保育施設の場合、下記と異なる場合があります。
詳しくは、直接希望の保育施設へ問い合わせてください。



■特別利用（1号認定）

★利用時間：午前9時 ～ 午後4時（7時間）

※午前9時～午後1時 … 1号認定（教育標準時間）の無償化対象時間帯
※午後1時～午後4時 … 有料時間帯

1号認定
児童

■短時間認定（2号認定・3号認定）

★利用時間：午前8時30分 ～ 午後4時30分（8時間）

（※午前7時00分～午前8時30分・午後4時30分～午後7時は、延長保育として利用可能
ただし、保育要件以外の理由では、利用できません）

【保護者の状況】

- ・自宅外・内で月64時間以上働いているとき
- ・出産の準備や出産後の休養が必要なとき（原則、出産予定日を基準に、産前2か月、産後5か月）
- ・保護者に疾病・障がいがあるとき ※実情に応じて標準時間認定も可
- ・日中、親族の介護や看護をしているとき
- ・震災、火災などの復旧活動にあたっているとき ※実情に応じて標準時間認定も可
- ・求職活動（仕事を探している・起業準備をしているとき）※申請は年度内に1回、入園期間は3か月。
- ・学校（職業訓練校 含む）などに月64時間以上通っているとき
- ・育児休業を取得しているとき
- ・虐待やDVのおそれがあるとき ※実情に応じて標準時間認定も可

2号認定
児童

3号認定
児童

■標準時間認定（2号認定・3号認定）

★利用時間：午前7時30分 ～ 午後6時30分（11時間）

（※午前7時00分～午前7時30分・午後6時30分～午後7時は、延長保育として利用可能）

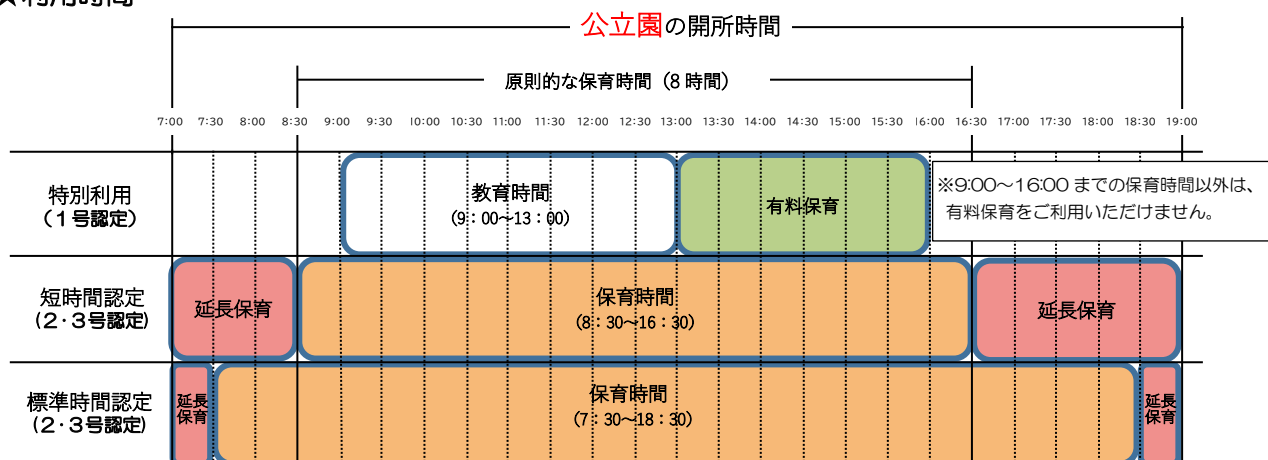
【保護者の状況】

- ・自宅外・内で月120時間以上働いているとき
- ・学校（職業訓練校 含む）などに月120時間以上通っているとき

2号認定
児童

3号認定
児童

★利用時間



※お子さんをお預かりできる時間は「保育が必要な時間」です。必ず1日8時間(または11時間)利用
できるわけではありません。例えば、就労を理由として利用する場合は、勤務時間と通勤時間を考慮し
た時間になります。買い物、食事や通院等、保育が必要な理由と直接関係がない時間は含まれません。
(市内保育園では、保護者が市内勤務の場合、送迎目安は30分としています。)

4 入園までの流れについて（公立・私立保育園）



下記の流れのうち、入園申込事前説明会と入園申込書類の提出・面談につきましては、**認定こども園・小規模保育施設**においては異なる場合があります。
詳細は5ページを確認してください。



●入園申込書類の提出及び面談

【 公立保育園・私立保育園への申込みの場合 】

入園申込受付の方法が入園年齢によって異なりますので、注意してください。



◆1～5歳児（令和8年4月1日までに生まれた子ども）

下表の日程で、各会場にて入園申込みの受付と面談を行います。

当日は、保育園の先生が保護者の方とお子さんの面談（5～10分程度）を行います。

面談は事前予約制です。

申込園	受付・面談会場	受付日時（予約制）		提出書類
公立園	信州の幸 あんずホール 小ホール	10月21日（水）	午前10時～正午	・入園申込書 ・就労証明書など その他必要書類 ・口座振替依頼書
			午後1時～4時	
		10月22日（木）	午前10時～正午	
私立園※	各保育園	10月22日（木）	午後1時～4時	

※私立園…徳応院保育園・あかね保育園・あかね北保育園

《面談の予約方法について》

★公立保育園・あかね保育園・あかね北保育園につきましては、下記の各園予約二次元コードから面談日を予約してください。

（はじめに、LINEの千曲市公式アカウントへの友達登録が必要となります。）



予約はこちらから☆

公立園



あかね保育園



あかね北保育園



○予約受付期間

公立園・・・9月25日（金）午前10時 ～ 10月19日（月）24時

私立園・・・9月25日（金）午前10時 ～ 10月14日（水）24時

○予約の取消 受付期間中のキャンセルは、予約フォームから可能です。

受付期間以降のキャンセルは、公立園は保育課に、

私立園は各園に連絡してください。

- ・各園予約フォームの読み取りを間違えないよう注意してください。
- ・希望園の予約枠がすべて埋まっている場合に限り、保育課へ連絡してください。
- ・不具合等で二次元コードでの予約ができない場合は、保育課に連絡してください。

★徳応院保育園につきましては、10月1日（木）以降、直接保育園に電話をして予約してください。（電話番号：026-273-3051）

各園共通：入園申込受付・面談は、原則として上記の日程で行ってください。

やむを得ない場合に限り、11月2日（月）から11月9日（月）までの間で、第1希望の保育園に直接連絡のうえ、申込書類を提出し面談を行ってください。

◆0歳児（令和8年4月2日以降に生まれた（生まれる予定含む）子ども）

受付日：10月26日（月）～11月9日（月）

※0歳児は各保育園での面談は行いません。

上記の受付期間に入園申込書類を保育課または第1希望の保育園に提出してください。

事前に相談したいことがある場合は、公立保育園は千曲市保育課へ、

私立保育園は各保育園へ連絡してください。

【 認定こども園への申込みの場合 】

園 名	願 書 受 付
まんしょうじこども園 (35 ページ)	1 号 認 定: 9月18日 (金) ~ 9月29日 (火) 2号・3号認定: 9月30日 (水) ~ 10月21日 (水)
稲荷山くるみこども園 (36 ページ)	1 号 認 定: 受付終了 2号・3号認定: 10月5日 (月) ~ 11月 9日 (月)
アルファベット キッズ Alphabet Kidsインターナショナル 保育園 (37 ページ)	1 号 認 定: 9月 1日 (火) ~ 9月30日 (水) 2号・3号認定: 9月25日 (金) ~ 11月 9日 (月)
信学会さゆり幼稚園 (38 ページ)	1号認定: 受付終了 2号認定: 10月5日 (月) ~ 11月9日 (月) 9時~17時 受付時間

【 小規模保育施設への申込みの場合 】

保育施設名	入園申込事前説明	申込受付日程
ちくまの森保育園 ナースリー nursery (39 ページ)	各保育施設で個別に実施します。 希望する保育施設へ直接申し込んでください。	10月21日 (水) ~ 11月 9日 (月)
みらいこもれび保育園 (40 ページ)		

【 千曲市外の保育園・認定こども園への申込みの場合 】

市保育課に入園申込書類を提出してください。要件などがありますので、詳細は 27 ページ Q42 を参照してください。



※ 申込みにあたっての注意事項 ※

- ・書類に不備があった場合 には調整日 (12/7 (月) 正午) までに修正されないと一斉申込の調整対象外となりますので、確認をお願いします。
不備があった場合には、保育課から連絡します。
- ・申込みに虚偽があると正しい利用調整ができず、本来入園できるお子さんが入園できなくなる可能性があります。また、虚偽が判明し、入園要件に該当しないことが分かった場合は入園決定取消、または、退園となります。

原則、面談等が必要なため、郵送での受付は行っておりません。
県外にお住まいの方等で、受付締切日に間に合わない場合の郵送申込みについては、必ず事前に保育課に相談のうえ、令和8年11月9日 (月) (消印有効) までに申し込んでください。

入園申込説明会は、保育園と認定こども園など複数参加することも可能ですが、入園申込みは第1希望の園にのみ、申し込んでください。例えば第1希望が認定こども園で、第2希望が保育園の場合、保育園への申込みは不要です。

5 入園申込みの方法について

申込みに必要な書類

●本人確認・マイナンバー確認書類

以下すべてをお持ちください。

- ① 手続きに来られる方の本人確認書類・・・マイナンバーカードや運転免許証等
- ② 保護者・申込児童全員のマイナンバー確認書類

●必須提出書類（書類内容に不備があった場合は受付できません）

必要書類等			提出部数
1	教育・保育給付認定申請書 兼 施設利用申込書		新規入園希望のお子さん1人につき1部
2	発育の調べ（新規入園児 面談票）		新規入園希望のお子さん1人につき1部
3	口座振替依頼書（在園中の兄・姉がいない場合）		1部
4	『保育を必要とする理由』を証明する書類・・・保護者2人分もしくはひとり親の場合は1人分 ※1号認定（特別利用）のお子さんは就労している保護者の分		
保育を必要とする理由			提出書類・添付書類
(1)	就労 ※採用・復職予定を含む ※1か月64時間以上の 就労であること	常勤・パート 内職の方	就労証明書（表面を雇用主記入+19欄は保護者記入、裏面不要）
		自営業主 （農業、フリーランス、 YouTuber等含む）	就労証明書（表面・裏面とも自己記入） 収入のわかる書類（確定申告書第1表・第2表、直近3か月分の 売り上げがわかる資料、報酬が振り込まれた通帳などの写し） 事業を営んでいることがわかる書類 （開業届、事業の名称・所在地・内容がわかるパンフレットや ホームページ、登録チャンネル名、農作物の出荷伝票などの写し）
		家族従業者	就労証明書（表面のみ自営業主記入、裏面は自己記入） 収入のわかる書類（直近3か月分の給与や報酬がわかる明細書）
(2)	妊娠・出産		次のいずれかの書類 ・母子健康手帳の写し （母親の氏名及び出産予定日の記載されているページ） ・妊婦健診受診票の写し
(3)	保護者の疾病・障がい		次のいずれかの書類 ・医師の診断書（保育が困難である状況が分かるもの） ・療育手帳等の写し
(4)	親族の介護・看護		次のいずれかの書類 ・診断書（介護・看護が必要な状況が分かるもの） ・介護保険被保険者証の写し
(5)	災害の復旧		り災証明書等
(6)	求職活動・起業準備		求職活動申立書
(7)	就学		次のいずれかの書類 ・在学証明書または学生証の写し ・職業訓練の場合は公共職業安定所発行の指示書の写し（時間割表を添付）
(8)	育児休業		次のいずれかの書類 ・就労証明書 ・育児休業期間が分かる書類
(9)	虐待やDVのおそれ		状況に応じた必要書類
(10)	その他		状況に応じた必要書類

※0歳児は
一斉申込時の
提出は不要です



●該当する場合に必要な書類

該当事項	必要書類
同居世帯に障がい児（者）がいて、一定所得以下の場合	療育手帳等の写し

入園申込書（教育・保育給付認定申請書 兼 施設利用申込書）の記入例

※黒のボールペンで記入してください。（消せるボールペンは使用しないでください）

表面				教育・保育給付認定申請書 兼 施設利用申込書				新規		
(元)千曲市長 下記のとおり、教育・保育給付認定を申請し、施設の利用を申し込みます。				令和 8 年 10 月 21 日 提出						
申請時点 の住所		〒 387-8511 千曲市杭瀬下二丁目1番地								
市内転入 後の住所		申請時点の住所が市外の場合、市内転入後の住所を記入してください。千曲市 (転入予定日：令和 年 月 日)								
R8.1.1 の住所		保護者 (父)： ☒ 現住所と同じ 都道府県 市区町村				保護者 (母)： ☐ 現住所と同じ 都道府県 市区町村				
保護者名		フリガナ チクマ イクミ 千曲 育美				連絡先 ()には続柄を記入してください 自宅 026 - 273 - 1111 (父)携帯 090 - ×××× - 〇〇〇〇 (母)携帯 080 - △△△△ - 〇〇〇〇				
児童氏名		フリガナ チクマ ハナコ 千曲 花子		生年月日 令和 6 年 3 月 12 日		性別 ☐ 男 ☒ 女		年齢 3 歳		
健康状態		☒ 健康 ☐ その他 () ☒ アレルギーあり ☒ 食べ物 (牛乳、大豆) ☐ ハウスダスト ☒ 花粉 ☐ その他 ()				☐ 障害者手帳等の有無 (療育手帳含む) 詳細は裏面下部へ記入してください ☐ 有 ☒ 無				
利用の目的 (複数選択可)		利用を希望する期間		利用曜日		保育認定区分 (利用可能時間)		実際に保育を希望する時間		
☒ 保育利用 (保育園・認定こども園・小規模保育施設) ☐ 教育利用 (認定こども園) ☐ 特別利用保育		令和 9 年 4 月 1 日から 令和 12 年 3 月 31 日まで		☒ 平日のみ ☐ 就労のため 土曜保育希望		☒ 保育短時間 (8H) (8:30~16:30) ☐ 保育標準時間 (11H) (7:30~18:30)		(利用可能時間を超える分は延長時間保育となります) 8:00 ~ 16:30		
希望施設		第1希望 杭瀬下 保育園		第2希望 埴生 保育園		第3希望 上山田 保育園		第4希望 戸倉 保育園		
(申込児童を除く同居者全員記入)	氏名		児童との続柄		生年月日		勤務先・学校名等		障害者手帳等	
	千曲 保郎		父・母		7・7・15		〇〇〇〇〇〇(単身赴任)		☐ 有	
	千曲 育美		父・母		7・3・1		△△△△△		☐ 有	
	千曲 太郎		兄		30・3・28		埴生小学校		☐ 有	
	千曲 一郎		祖父		40・8・8		無職		☒ 有	
	千曲 園子		祖母		44・7・7		〇〇〇〇〇〇		☐ 有	
									☐ 有	
世帯の状況		☐ ひとり親家庭 理由: ☐ 離婚 ☐ 離婚調停中 ☐ その他 () 児童扶養手当受給: ☐ 有 ☐ 手続中 ☐ 無 (対象外 ☐ 未手続) ☐ 生活保護世帯 ☐ 生計中心者の失業等 ☐ 兄弟姉妹が同一の保育所等を希望 ☐ 地域型保育事業等の卒園児								
同意事項 ・千曲市が、教育・保育給付認定及び利用者負担額算定に必要な世帯員の情報や税務関係資料を閲覧すること。 ・保育料・保育所給食費(市からの直接徴収の場合)の未納がある場合は、児童手当を充当すること。 ・次年度一斉受付で申込みを行った場合、支給認定証は施設の利用決定とともに通知されること。 ・園(施設)の定員の状況や保育を必要とする理由の度合いにより第1希望の園(施設)に入園できない場合は、第2希望以降の園(施設)に入園となること。 ・保護者欄に記載の保護者以外が申請書を提出する場合は、下記の提出者を代理人と定め、教育・保育給付認定に係る申請の手続きに関する権限を委任すること。 (保護者と同じ場合は省略)										
保護者署名		千曲 育美				提出者氏名				

転入後の住所が未定の場合は、わかる範囲で記入してください。(転入予定地区名など)

令和8年1月1日の住所が千曲市外の場合、市町村名を記入してください。現住所と同じ場合は☑してください。

入園申込受付期間後に出産予定の場合は、児童氏名欄は空欄とし、生年月日欄は出産予定日を鉛筆で記入してください。

入園児童の健康について、☑してください。心身発達に心配がある、障がいがある等何か気になることがあれば、その他の欄に記入してください。アレルギーもあれば☑してください。

○利用を希望する期間
小学校就学前までの期間(1ページ参照)、または「保育を必要とする理由」に該当する期間を記入してください。

○保育認定区分
どちらかを選択してください。

○実際に保育を希望する時間
延長保育を含めた時間を記入してください。

第1希望の保育園に入園できない可能性もあるため、できるだけ第2・第3・第4希望まで記入してください。

住民票の世帯が別でも、同居所であれば記入してください。単身赴任の場合も記入してください。保育料等の算定に必要なため、必ずきょうだいについても、令和9年4月1日現在の学校名等(予定)を記入してください。

必ず内容を確認のうえ、署名をしてください。
保護者欄が父で、申込書を提出しにくる人が母の場合は、保護者署名欄には父が自署し、提出者氏名に母の名前を記入してください。

入園児童を含む世帯の状況について、該当するものがあれば、☑してください。

※申請書はコピーや写真に残す等、各自確認できるようにしておくことをお勧めします。

保育を必要とする理由（該当する理由にチェックを入れ詳細を記入してください）

理由	保護者続柄【父・母・】		保護者続柄【父・母・】	
	該当	詳細	該当	詳細
就労	☒	1日の就労時間：8時30分から17時30分まで 就労日：☑月☑火☑水☑木☑金☑土□日☑祝日 通勤時間：平均____時間45分(片道) 育児のための短時間勤務制度利用(予定含む) □有	☒	1日の就労時間：8時30分から16時30分まで 就労日：☑月☑火☑水☑木☑金□土□日□祝日 通勤時間：平均____時間15分(片道) 育児のための短時間勤務制度利用(予定含む) □有
妊娠・出産	☐	出産(予定)日：令和____年____月____日	☐	出産(予定)日：令和____年____月____日
疾病・障がい等	☐	診断・障がい名：	☐	診断・障がい名：
介護・看護	☐	被介護・看護者の氏名：	☐	被介護・看護者の氏名：
		申請児童との続柄：		申請児童との続柄：
		受診等の状況：□入院中／□通院(月・週 回)		受診等の状況：□入院中／□通院(月・週 回)
		□通所・通学(週 回) 施設名：		□通所・通学(週 回) 施設名：
災害復旧	☐		☐	
求職活動等	☐	□求職活動中(予定) □開業準備中 令和____年____月____日開業予定	☐	□求職活動中(予定) □開業準備中 令和____年____月____日開業予定
就学	☐	□学校教育法に基づく学校への在学及び通学 学校名：____(____年制) 就学期間：令和____年____月入学____年次 □職業訓練受講 令和____年____月____日から____年____月____日まで	☐	□学校教育法に基づく学校への在学及び通学 学校名：____(____年制) 就学期間：令和____年____月入学____年次 □職業訓練受講 令和____年____月____日から____年____月____日まで
		育児休業		☐
虐待やDVのおそれ	☐	□相談経過あり(相談先機関名：____) □相談経過なし	☐	□相談経過あり(相談先機関名：____) □相談経過なし
その他	☐	保育を行うことが困難と認められる内容	☐	保育を行うことが困難と認められる内容
具体的な状況	特記事項がある場合、記入してください。 ☐ 特別利用保育を希望 ____年____月____日から____年____月____日まで			

保護者の「保育を必要とする理由」に該当する箇所に☑し、**詳細欄も必ず記入**してください。

具体的な状況欄には、特記事項がある場合、記入してください。

特別利用保育（11 ページ参照）を希望する場合は、
☐ 特別利用保育を希望にチェックのうえ、希望期間を記入してください。

同居世帯のなかで障害者手帳等の交付を受けている者（児）の児童との続柄および個人番号を記入してください。また、該当項目に○をし、交付・開始年月を記入してください。 ※個人番号は、父母・当該児童は省略できます。

児童との続柄	氏名	障害者手帳等の種類および交付・開始年月		
祖父	千曲 一郎	障害者手帳等 (身体・精神・療育) H・R 年 月 交付	特別児童扶養手当 H・R 年 月 受給開始	障害基礎年金 R29年3月 受給開始
	個人番号: 55555555555555			
		障害者手帳等 (身体・精神・療育) H・R 年 月 交付	特別児童扶養手当 H・R 年 月 受給開始	障害基礎年金 S・H・R 年 月 受給開始
	個人番号:			

口座振替依頼書の記入方法

1. 口座振替依頼書の記入例を参考に口座番号等を記入してください。
2. 「振替する税・料金の該当項目」の欄は、下記の記入例のように記入してください。

「振替する税・料金の該当項目」の欄の記入例

②第1希望の保育園名を記入

④入園希望月を記入

○	保育料	●	保育園	保護者氏名	千曲 育美	園児名	花子	開始月	8年4月(期)から	保育料	保育所給食費	30
---	-----	---	-----	-------	-------	-----	----	-----	------------	-----	--------	----

①○を記入

③保護者名・園児名を記入

⑤該当するほうに○を記入

保護者名は入園申込書と同じにしてください。

○公立保育園の場合
 両方○をしてください。
 ○私立保育園 3歳未満児の場合
 保育料のみ○をしてください。
 ※私立保育園の年少以上児の場合は、市への口座振替依頼書の提出は不要です。

口座振替の取扱金融機関は、下記の6 機関です。下記以外の金融機関では、口座振替ができません。
 八十二長野銀行の本支店・全国のゆうちょ銀行・長野信用金庫の本支店・長野県労働金庫の本支店
 長野県信用組合の本支店・ながの農業協同組合の本支所

6 その他の保育サービスについて

MENU

- 1 延長保育
- 2 土曜保育
- 3 日曜保育
- 4 特別利用保育
- 5 一時的保育
- 6 こども誰でも通園制度



1 延長保育 について

2号認定
児童

3号認定
児童

認定の保育時間以外の利用時間に行う保育のことをいいます。
延長保育の利用には、『**保育を必要とする理由**』が必要です。
職員配置等の事前準備が必要なため、**利用にあたっては申込みが必要**です。

◆利用上の注意点◆

※私立保育施設の場合、下記と異なります。

詳しくは、直接希望の保育施設へ問い合わせてください。

- ① 利用条件・・・2号・3号認定 の児童
- ② 申請方法・・・継続利用の場合
利用希望月の前月までに在園中の園へ申請書により申請
臨時利用の場合
利用希望がわかった時点で園に速やかに連絡
※但し、**保育料に滞納がある場合** は、利用することはできません。
- ③ 利用単位・・・利用可能時間帯において10分単位毎

	7:00	8:30	16:30	19:00
短時間認定 →	※延長保育	保育時間（8時間）	※延長保育	

	7:00	7:30	18:30	19:00
標準時間認定→	※延長保育	保育時間（11時間）	※延長保育	

- ④ 利用料・・・10分 25円 （午前8時～8時半は無料）

※生活保護法による被保護世帯については免除

※コドモンでの管理のため、利用希望がない場合であっても、
少しでも認定時間を超えた場合は延長保育料が発生します。

※無料の午前8時～8時半の延長保育利用の場合も申請は必要です。



コドモンとは、スマートフォンを活用して登降園管理や保護者と園の間で連絡を行うシステムです。

2 土曜保育 について

2号認定
児童

3号認定
児童

土曜日においても保育が必要なお子さんに対して行う保育をいいます。

就労証明書や必要書類にて、土曜日の『保育を必要とする理由』の証明が必要となります。

証明ができた方は、下記の条件にて利用できます。

◆利用上の注意点◆

※私立保育施設の場合、下記と異なる場合があります。

詳しくは、直接希望の保育施設へ問い合わせてください。



- ① 利用可能時間 …… 午前7時～午後7時
- ② 利用方法 …… 事前に申請が必要です。
証明書類を提出のうえ、各園に申請してください。
- ③ 利用料 …… 延長保育を利用した場合は、延長保育料が発生します。
- ④ 利用上の注意事項 …… 給食、おやつ提供はしていません。
該当の方は、下記のように持参してください。

	お弁当・水筒	おやつ (午前)	おやつ (午後)
3歳未満児(半日)	持参	園で提供	—
3歳未満児(1日)			持参
3歳以上児(半日)		なし	—
3歳以上児(1日)			持参

3 日曜保育 について

2号認定
児童

3号認定
児童

日曜日においても保育が必要なお子さんに対して行う保育をいいます。

下記の条件にて利用できます。

◆利用上の注意点◆

- ① 利用対象児童 …… 市内の保育園・認定こども園・小規模保育施設に通園中の、3回食になっている10か月を迎えたお子さん
- ② 利用可能園 …… 杭瀬下保育園、上山田保育園
- ③ 利用可能時間 …… 午前7時～午後7時
- ④ 利用料 …… (1時間当たり) 3歳以上児：200円
3歳未満児：350円
- ⑤ 利用方法 …… 在園中の園を通して申し込んでください。

4 特別利用保育 について

小学校に入学する前に集団保育を経験させたいが、身近な地域に利用可能な幼稚園等がなく、『保育を必要とする理由』もないといった家庭のために、例外的に地域の保育園を利用できるようにするものです。（「子ども・子育て支援法第28条第1項第2号」に規定）

◆利用上の注意点◆

- ① 利用対象児童 …… 年度当初に満3歳以上になっていること。
認定こども園で受入れができないこと。
保育園での集団生活に支障のない児童であること。
- ② 認定区分 …… 1号認定（教育標準時間）で、認定期間は小学校就学前まで
- ③ 利用可能時間 …… 午前9時～午後4時（7時間）**※時間内に送迎してください。**
【時間帯の考え方】
午前9時～午後1時 …… 1号認定（教育標準時間）の無償化対象時間帯
午後1時～午後4時 …… 有料保育の時間帯
- ④ 利用料 …… 特別利用保育料 3,000 円
給食費（副食費） 4,500 円
※私立保育園では金額が異なりますので、各園にお問い合わせください。
- ⑤ 申込方法 …… 「教育・保育給付認定申請書兼施設利用申込書」裏面の具体的な状況欄にある、「☐特別利用保育の利用を希望」にチェックしたうえで、希望期間を記入してください。
なお、保護者のどちらかに保育を必要とする理由がある場合は、就労証明書など必要書類の添付が必要です。
- ⑥ その他 …… **『保育を必要とする理由』のある2号認定の子どもの受入れ決定後に空きがある場合に限り、受入れが可能となります。**
午後1時～4時以外の有料保育の利用はできません。

5 一時的保育 について

保護者の概ね週3日程度の断続的な就労や就学、または、傷病・冠婚葬祭などの理由で緊急・一時的に保育が必要な場合に申し込めます。保育園・認定こども園で受入れが可能な場合に限ります。29ページの連絡先を参照のうえ、各園にお問い合わせください。

◆利用上の注意点◆

- ① 利用対象保護者 …… 市内在住の方。里帰りの方。
- ② 利用対象児童 …… 保育園・認定こども園・小規模保育施設に入園していない満1歳以上のお子さん
- ③ 利用可能時間 …… 月～金曜日 午前8時半～午後4時半
- ④ 利用料 …… （1時間当たり）3歳以上児：200 円
3歳未満児：350 円
※別途、給食費などの実費負担あり

詳しくはこちら



6 こども誰でも通園制度 について

0歳6か月から満3歳未満までの、保育所などに通っていないこどもを対象に、月一定時間まで保育施設等に通園できる制度です。

◆利用上の注意点◆

- ① 利用対象児童・・・利用日時点で、0歳6か月から満3歳未満までのお子さん。
保育園、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業所及び
企業主導型保育事業所等に在籍していないお子さん。
- ② 利用可能園及び受入定員・・・屋代保育園、更級保育園
※各施設1時間当たりの定員は6名まで受入れ可能
※市外の制度実施園も利用可能
- ③ 利用可能時間・・・月～金曜日 午前9時～午後4時
※こども一人当たり月10時間を上限とし、1時間単位で利用可能
- ④ 利用料・・・こども一人当たり1時間300円
(別途、給食費などの実費負担あり)
※減免事由に該当する場合は、利用料が減免になります。
詳しくはホームページをご覧ください。
- ⑤ 利用について・・・制度を利用するためには、認定申請(利用登録)が必要になります。申請方法及び利用の流れについては、ホームページ
をご確認ください。
- ⑥ 食事の提供について・・・給食やおやつの時間帯に利用する場合は、給食やおやつ
を提供します(満9か月児から対応)。
料金は実費徴収です。

区分	時間帯	料金
午前おやつ	午前9時半～午前10時	30円
給食	午前11時～午前11時半	200円
午後おやつ	午後3時～午後3時半	30円

こども誰でも通園制度について詳しくはこちら

こども家庭庁



千曲市



出典：「こども誰でも通園制度」
(こども家庭庁) (URL <https://www.daretsu.cfa.go.jp>)



7 保育料 等（利用者負担額）について

下記のとおり、利用者負担が発生いたします。

※私立保育施設の場合、下記と異なる場合があります。

詳しくは、直接ご希望の保育施設へお問い合わせください。



◎支給認定：1号認定のお子さんの利用者負担額（月額）

1号認定
児童

★千曲市保育施設利用者負担額一覧表（1号認定）

階層区分	階層内容	給食費（副食費）			特別利用保育料	
		公立	私立		公立	私立
A	生活保護世帯	0円	徴収免除 （上限5,100円）	+	3,000円	各園の規定による
B	市民税非課税世帯	0円				
C～D4一部	市民税所得割課税額 77,101 円未満	0円				
上記以外	市民税所得割課税額 77,101 円以上	4,500円	各園の規定による			

●上記のほか、下記に該当するお子さんは 給食費 が 徴収免除(上限5,100円) されます。

《国減免》

多子世帯に対する給食費の徴収免除

小学校3年生以下の範囲において、お子さんが3人以上いる場合、小学校3年生以下のお子さんからカウントして、3番目以降のお子さんの給食費を 徴収免除(上限5,100円) します。

軽減対象



1番目：小3
第1子



2番目：年長
第2子

無償化



3番目：年少
第3子

◎支給認定：2号認定のお子さんの利用者負担額（月額）

2号認定
児童

★千曲市保育施設利用者負担額一覧表（2号認定）

階層区分	階層内容	給食費（副食費）			延長保育料 ※利用希望者のみ	
		公立	私立		公立 (10分)	私立
A	生活保護世帯	0円	徴収免除 （上限5,100円）	+	0円	各園の規定による
B	市民税非課税世帯	0円			25円	
C～D2一部	市民税所得割課税額 57,700 円未満	0円			25円	
D2～D4一部	市民税所得割課税額 77,101 円未満かつ、要保護世帯※	0円			25円	
上記以外	上記1～4以外	4,500円	各園の規定による		25円	

※要保護世帯とは、障がい、ひとり親、老年世帯等をいいます。

●上記のほか、下記に該当するお子さんは 給食費 が 徴収免除(上限5,100円) されます。

《国減免》

多子世帯に対する給食費の無償化

小学校就学前までの範囲において、お子さんが3人以上いる場合、小学校就学前のお子さんからカウントして、3番目以降のお子さんの給食費を 無償化 します。

軽減対象



1番目：年長
第1子



2番目：年中
第2子

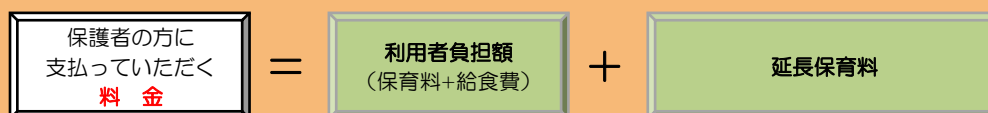
無償化



3番目：年少
第3子

◎支給認定：3号認定のお子さんの利用者負担額（月額）

3号認定のお子さんの場合



※延長保育を利用した場合にのみかかります。

3号認定
児童

3号認定のお子さんにかかる保育料は、

保護者の所得割額に応じ、千曲市の令和9年度 3号認定 保育料基準額表のとおり決定されます。

※注意事項※

- ①保護者の方の所得が**未申告等の事由により不明**の場合、該当する年齢の **最高額の保育料で決定** することになります！
- ②保育料賦課決定後に、修正申告等により所得割額に変更が生じた場合、保育料については、賦課更正により、**翌月以降の変更**となります。

■3号認定の方の保育料多子区分・軽減の考え方

お子さんがご家庭に2人以上いる場合、上のお子さんから、

「第1子」、「第2子」とカウントします。

「第1子」、「第2子」の保育料については16ページの令和9年度 3号認定 保育料基準額表のとおりとなります。

「第3子」以降については、保育料が **「無料」** になります。



●下記に該当するお子さんは、保育料が 軽減 されます。

《千曲市保育料軽減制度について》

世帯年収360万円未満世帯への軽減

市民税所得割額 57,700 円未満に該当する世帯については、第1子から保育料を軽減します。

市民税非課税世帯においては第1子から無償化されます。



◎利用者負担額の納入方法

保育料の決定は市が行いますが、園により保育料・給食費の納入先が異なります。

各施設	保育料	副食費
公立保育園	千曲市	千曲市
私立保育園	千曲市	園による徴収
認定こども園	園による徴収	園による徴収
小規模保育施設	園による徴収	—

★お子さんにかかる利用者負担額を確認してみよう！

Check！ 利用者負担額を確認するために必要な3つの要素

- ① お子さんの園年齢 （※令和9年4月1日時点の年齢⇒1ページ参照）
- ② 支給認定区分 （※1ページ参照）
- ③ 保護者の所得割額 （※下記の手順により確認）



「③保護者の所得割額」の求め方

手順① 対象となる所得割額 対応年度を確認する。

4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

令和8年度
(令和7年所得)

令和9年度
(令和8年所得)

前期分保育料等

後期分保育料等

※毎年9月が、保育料等の切り替え時期となります。

手順② 所得割額を見つける。



★市県民税を給与から天引き納付している方（特別徴収の方）

勤務先から通知された『給与所得に係る市県民税 特別徴収額の決定・変更通知書（納税義務者用）』の“税額”欄に記載の『市町村 税額控除前所得割額④』の金額

給与所得に係る市県民税・森林環境税
特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

税 額	税 額	税 額	税 額
市 税	県 税	市 税	県 税
市 税	県 税	市 税	県 税
市 税	県 税	市 税	県 税

市 税	県 税	市 税	県 税
市 税	県 税	市 税	県 税
市 税	県 税	市 税	県 税
市 税	県 税	市 税	県 税

！ この金額です

★市県民税を納付書により納付されている方（普通徴収の方）

市役所から通知された『市民税・県民税 納税通知書』の“税額の明細”欄に記載の『総合分 市民税（円）』の金額

納税通知書

総合分	総合分	総合分	総合分
総合分	総合分	総合分	総合分
総合分	総合分	総合分	総合分
総合分	総合分	総合分	総合分

総合分	総合分
総合分	総合分
総合分	総合分
総合分	総合分

！ この金額です

手順③ 所得割額を求める（算出する）。

保護者の所得割額 = 保護者2人分の所得割額の合算

= ②で見つけた所得割額の合算 +

寄附金税額控除
外国税額控除
配当控除
住宅借入金等特別控除
配当割額・株式等譲渡所得割額

※上記の控除は、保育料算定の公平を期すために
所得割額に合算します。

★令和9年度 3号認定 保育料基準額表

階層 区分	階 層 内 容		保育料（※給食費含む） 【公立・私立】		延長保育料 【公立】※注 (10分毎)
			保育短時間 (8時間)	保育標準時間 (11時間)	
A	生活保護世帯	第1子	0円	0円	0円
		第2子	0円	0円	
B	市民税非課税世帯	第1子	0円	0円	※注 私立施設の延長保育料は、各園の規定により異なります。
		第2子	0円	0円	
C1	【要保護世帯等】 市民税所得割課税額 48,600円未満	第1子	4,750円	6,000円	
		第2子	0円	0円	
C2	市民税均等割のみ課税世帯	第1子	5,000円	6,250円	
		第2子	0円	0円	
C3	市民税所得割課税額 48,600円未満	第1子	5,300円	6,550円	
		第2子	0円	0円	
D1	市民税所得割課税額 53,600円未満	第1子	6,600円	7,850円	
		第2子	0円	0円	
D2	【要保護世帯等】 市民税所得割課税額 61,200円未満	第1子	7,500円	8,750円	
		第2子	0円	0円	
	市民税所得割課税額 53,600円以上 57,700円未満	第1子	7,500円	8,750円	
		第2子	0円	0円	
	市民税所得割課税額 57,700円以上 61,200円未満	第1子	15,000円	17,500円	
		第2子	7,500円	8,750円	
D3	【要保護世帯等】 市民税所得割課税額 72,300円未満	第1子	8,550円	9,000円	
		第2子	0円	0円	
	市民税所得割課税額 7,2300円未満	第1子	17,100円	19,600円	
		第2子	8,550円	9,800円	
D4	【要保護世帯等】 市民税所得割課税額 77,101円未満	第1子	9,000円	9,000円	+ 25円
		第2子	0円	0円	
	市民税所得割課税額 83,900円未満	第1子	19,600円	22,100円	
		第2子	9,800円	11,050円	
D5	市民税所得割課税額 83,900円以上 97,000円未満	第1子	23,900円	26,400円	
		第2子	11,950円	13,200円	
D6	市民税所得割課税額 97,000円以上 113,800円未満	第1子	28,500円	31,000円	
		第2子	14,250円	15,500円	
D7	市民税所得割課税額 113,800円以上 132,000円未満	第1子	32,200円	34,700円	
		第2子	16,100円	17,350円	
D8	市民税所得割課税額 132,000円以上 147,000円未満	第1子	35,900円	38,400円	
		第2子	17,950円	19,200円	
D9	市民税所得割課税額 147,000円以上 169,000円未満	第1子	39,400円	41,900円	
		第2子	19,700円	20,950円	
D10	市民税所得割課税額 169,000円以上 234,000円未満	第1子	45,500円	48,000円	
		第2子	22,750円	24,000円	
D11	市民税所得割課税額 234,000円以上 301,000円未満	第1子	51,600円	54,100円	
		第2子	25,800円	27,050円	
D12	市民税所得割課税額 301,000円以上 350,000円未満	第1子	53,800円	56,300円	
		第2子	26,900円	28,150円	
D13	市民税所得割課税額 350,000円以上 397,000円未満	第1子	54,200円	56,700円	
		第2子	27,100円	28,350円	
D14	市民税所得割課税額 397,000円以上	第1子	55,000円	57,500円	
		第2子	27,500円	28,750円	

※第3子以降は、多子世帯への軽減制度により、どの世帯も保育料は0円です。
 ※要保護世帯等とは、障がい、ひとり親、老年世帯等をいいます。

8 Q&A（※よくある質問について）



○質問内容一覧

種別	No.	質 問	ページ
① 申込みに関するお問い合わせ	1	いつ申込みをすれば入園できますか？	19
	2	一斉申込みへの申込みで、年度途中からでも入園できますか？	19
	3	令和9年3月中に千曲市へ転入予定ですが、令和9年度当初（4月）からの入園の申込みはできますか？	19
	4	夜勤なのですが、保育施設に入園できますか？	19
	5	親族の会社で手伝いをしていますが、給料をもらっていません。入園申込みはできますか？	19
	6	これから出産予定です。出産後に生まれた子を入園させる場合、何歳（何か月）から入園が可能ですか？	20
	7	里帰り出産をしたいのですが、その間上の子を里帰り先の保育施設に入れられますか？	20
	8	自営業ですが、妊娠・出産期間終了後も育児のためにしばらく休業しようと思います。育児休業として上の子をそのまま在園させることはできますか？	20
	9	育児休業からの復職を考えています。入園の申込みはいつから可能ですか？	20
	10	育児休業中ですが子どもを入園させることはできますか？	21
	11	求職活動の要件で入園申込みを考えています。入園可能期間である3か月の間に就職できなかった場合どうなりますか？	21
	12	保育施設の空き状況は、公表していますか？	21
	13	入園希望の保育施設がすでに定員に達し空きが無かった場合、申込みはできますか？	21
② 入園の優先順位に関するお問い合わせ	14	入園は先着順ですか？	22
	15	ひとり親世帯の場合、入園しやすいでしょうか？	22
	16	パート勤務より常勤の方が入園しやすいでしょうか？	22
	17	上の子がすでに通園中で、来年4月から下の子の入園を考えています。きょうだいで同時在園の場合、入園しやすいと聞きましたが本当ですか？	22
③ 申請書の記載・添付に関するお問い合わせ	18	利用希望園について、第2～第4希望まで記入した方がよいですか？	22
	19	就労証明書等の、保育の必要性を証明する書類は、父母の分だけでよいのですか？	22
	20	①同じ家に祖父母が住んでいますが、世帯分離をしています。この場合は入園申込書の世帯構成員になりますか？ ②同じ敷地内の別の家に祖父母が住んでいますが、この場合は入園申込書の世帯構成員になりますか？	23
	21	マイナンバーは記入した方がよいですか？	23
	22	きょうだいで申込みをする場合、証明書はきょうだいそれぞれに必要ですか？	23
	23	仕事の都合で保護者が入園申込みに行けません。代理の者でも申し込めますか？	23
	24	有期雇用で働いています。4月入園希望ですが、会社に就労証明書の記載をお願いしたところ、契約期限の3月までの証明しか記載できないと言われました。書類は不備になりますか？	23

種別	No.	質 問	ページ
④保育料等に関すること	25	年度途中で誕生日がきて子どもの年齢が変わりました。保育料等も変わりますか？	24
	26	離婚・再婚した場合、保育料等は変わりますか？	24
	27	保育施設を利用しない日があった場合も保育料や副食費等はかかりますか？	24
	28	月途中で入園・退園をした場合、3歳未満児の保育料等は日割り計算されますか？	24
	29	保育料等の算定は、親以外に同居の祖父母の収入も関係するのでしょうか？	24
	30	年度途中で前年所得に関する修正報告をして、市民税額が変わったのですが、保育料等も変わるのでしょうか？	25
	31	口座振替で保育料等を払っていますが、残高不足で引き落としができませんでした。支払いはどうすればよいですか？	25
⑤その他よくある問い合わせ	32	現在、産前産後の要件で、上の子が通園しています。要件の産後期限5か月を経過した場合どうなりますか？	25
	33	就労の要件で入園していますが、入園後に仕事を退職してしまいました。この場合、引き続き通園できますか？	25
	34	事前に保育施設を見学することはできますか？	26
	35	年度途中で転園することはできますか？	26
	36	退園したい時は、どのような手続きをすればよいですか？	26
	37	認可保育施設と認可外保育施設の保育料は同じですか？	26
	38	住所、勤務先など家庭状況が変わりました。どのような手続きが必要ですか？	26
	39	入園希望の子どもの心身発達に心配（または障がい）があります。保育士を増やして対応してもらうことはできますか？	26
	40	満3歳になったら認定こども園に通えると聞いたのですが、本当ですか？	27
	41	千曲市に住んでいなくても、千曲市の園に通えますか？	27
	42	千曲市外の保育園・認定こども園への申込みについて教えてください。	27
	43	育児休業から復職して入園する場合、就労証明書の提出は必要ですか。	28
	44	千曲市へ転入予定ですが、転入前に仕事を辞め、入園後に仕事を探す予定です。申込みはできますか？	28
	45	入園申込み後に希望する保育施設を変更することはできますか？	28
	46	入園申込事前説明会への参加は必要ですか？	28

① 申込みに関すること

・一斉申込み・随時申込み共通

Q1 いつ申込みをすれば入園できますか？

A 以下、どちらかの時期に申込みをしてください。

①令和8年度中に行う一斉申込み（11/9(月)まで）

②それ以降の随時申込み※

※①・②の申込みとも、希望した園に入園できるとの保証はできません。

原則①への申込みをしていただきます。②の随時申込みは期限後申込みとなりますので、一斉申込みの調整対象外となります。



Q2 一斉申込みへの申込で、年度途中からでも入園できますか？

A 可能です。

令和8年度中に行う一斉申込み（11/9(月)まで）が原則です。

それ以降の随時申込みは、一斉申込み者調整後の随時調整となり、優先順位が下がります。



Q3 令和9年3月中に千曲市へ転入予定ですが、令和9年度当初（4月）からの入園の申込みはできますか？

A 申込みは**可能**です。

ただし、入園日（4月1日）までに転入していない場合、入園はできません。また、転入時期が変更になった場合も、**入園希望月の初日（1日）までに転入手続きが済んでいない場合、入園はできません。**



Q4 夜勤なのですが、保育施設に入園できますか？

A 夜勤でも、**就労時間が月64時間以上**の場合は、『**保育を必要とする理由**』に該当します。ただし、夜間は開所時間外のため、お預かりは開所時間内で、保育が必要な時間となります。



Q5 親族の会社で手伝いをしていますが、給料をもらっていません。入園申込みはできますか？

A 『**保育を必要とする理由**』の就労とは、賃金等の対価を伴う労働をいいます。**単なる親族の会社の手伝い、家事、家事手伝い、家庭菜園などは、『保育を必要とする理由』にあてはまりません。**

お子さんが3歳以上児の場合

1号認定（特別利用）として申込みが可能です。

お子さんが3歳未満児の場合

申込みできません。



Q6 これから出産予定です。出産後に生まれた子を入園させる場合、何歳（何か月）から入園が可能ですか？

A 保育施設により入園可能年齢が違います。
各園の受入可能年齢については、29 ページを参照ください。

※申込み時点でまだ産まれていないお子さんについても、母子手帳をお持ちであれば入園申込みが可能です。出産予定日と保育施設の受入可能年齢をご確認いただき、入園申込みをお願いします。



Q7 里帰り出産をしたいのですが、その間上の子を里帰り先の保育施設に入れられますか？

A 入園可能な場合もあります。
ただし、住所地の市町村と里帰り先の市町村とで協議が必要です。
ご希望の場合は、保育課まで相談ください。



Q8 自営業ですが、妊娠・出産期間終了後も育児のためにしばらく休業しようと思います。育児休業として上の子をそのまま在園させることはできますか？

A 育児休業とは、原則、育児・介護休業法により育児休業給付金が支給されている休業期間と、その休業期間に引き続いて勤務先で取得した育児休業期間を指します。**以下のような場合は育児休業の取得要件に該当しません。**

- ・自営業の育児休業取得
- ・育児休業終了までに労働期間が満了し、その後更新のないことが明らかである場合
- ・一度退職扱いとなり、1 年後に再雇用となる場合
- ・職場独自の育児休業制度により 1 年以上の育児休業を取得した場合

お子さんが3歳以上児の場合

保育施設の定員に余裕がある場合のみ、在園可能です。
1号認定（特別利用）となります。

お子さんが3歳未満児の場合

在園はできません。育児休業以外の『保育を必要とする理由』がある場合のみ在園可能です。



Q9 育児休業からの復職を考えています。入園の申込みはいつから可能ですか？

A 復職予定日が令和9年度中の場合

原則 11/9(月)までに申込みください。

※11/10(火)以降は随時申込みとなりますので、一斉申込みの調整対象外となります。

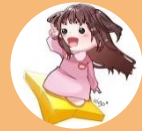
育児休業が終了し、かつ職場に戻る月の初日から入園が可能です。
年休等で職場に戻る月が遅れる場合は、その月からの入園となります。



Q10 育児休業中ですが子どもを入園させることはできますか？

A お子さんが3歳以上児の場合
保育施設の定員に余裕がある場合のみ、入園可能です。
新規での申し込みの場合（妊娠・出産からの切替でない場合）、育児休業を『保育を必要とする理由』として利用できないため、1号認定（特別利用）となります。

お子さんが3歳未満児の場合
原則入園はできません。
※3歳未満児は、新規申込の場合は、育児休業以外の『保育必要とする理由』がある場合のみ入園可能です。



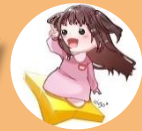
Q11 求職活動の要件で入園申込みを考えています。
入園可能期間である3か月の間に就職できなかった場合
どうなりますか？

A お子さんが3歳以上児の場合
利用の保育施設において、空きがある場合のみ、1号認定児童（特別利用）として継続利用が可能です。

お子さんが3歳未満児の場合
継続利用はできないため、退園となります。
※3歳未満児は、保育の必要性がある場合のみ継続通園が可能です。

（注意事項）

求職による要件で、保育施設へ入園した方につきましては、
入園後の求職活動について、毎月『求職活動状況報告書』
により活動報告をしていただきます。
なお、当該報告書の提出がない方、及び求職活動実態のない方につきましては、保育の必要性がないと判断し、退園となりますので、予めご承知おきください。



・ 随時申込のみ該当

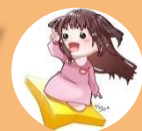
Q12 保育施設の空き状況は、公表していますか？

A 公表していません。
保育施設の空き状況は、入退園等の状況により毎月変動しますので、まずは入園の申込みをお願いします。
申込み後、市で利用調整を行い、その結果をお知らせします。



Q13 入園希望の保育施設がすでに定員に達し空きが無かった場合、申込みはできますか？

A 申し込み自体は可能です。
希望の保育施設に空きが出た段階で、他に申込みいただいている方と利用調整を行い、入園者を決定します。
そのため、年度内に入園できるかは分かりません。



②入園の優先順位・入園調整に関すること

Q14 入園は先着順ですか？

A 違います。保育の必要性等に基づき、優先順位を決定します。

希望する施設（第1希望～第4希望）が利用できない場合は、保育課から保護者の方に電話にて連絡します。案内可能な保育園等への変更をお願いしますので、ご了承ください。

第1希望～第4希望の園に入園が決定した場合は、通知の発送のみとなり、事前の電話連絡等はしません。
また、個別の入園可否の問い合わせは受け付けておりません。



Q15 ひとり親世帯の場合、入園しやすいでしょうか？

A 保育を必要とする理由がある場合のみ、優先度が上がります。



Q16 パート勤務より常勤の方が入園しやすいでしょうか？

A 勤務形態ではなく、休憩時間を含めた就労時間で判定いたします。



Q17 上の子がすでに通園中で、来年4月から下の子の入園を考えています。きょうだいで同時在園の場合、入園しやすいと聞きましたが本当ですか？

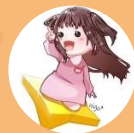
A 優先度が上がります。



③申請書の記載・受付に関すること

Q18 利用希望園について、第2～4希望まで記入した方がよいですか？

A 第1希望の保育施設への応募が多数となり、園の定員を超過してしまった場合、利用調整（選考）が行われます。
利用調整により、他の児童より保育の必要性が低いと判断された場合、第1希望の保育施設への入園ができない可能性があります。
第1希望の保育施設に入園出来ない場合、第2～第4希望の記載がないと、こちらで優先順位をつけて、空きのある園へご案内させていただくこととなります。



Q19 就労証明書等の、保育の必要性を証明する書類は、父母の分だけでよいのですか？

A 原則、父母の分のみ（ひとり親の場合は該当保護者分のみ）提出してください。



Q20 ①同じ家に祖父母が住んでいます、世帯分離をしています。この場合は入園申込書の世帯構成員になりますか？
②同じ敷地内の別の家に祖父母が住んでいます、この場合は入園申込書の世帯構成員になりますか？

A 入園申込書に記載する世帯構成員は、生計を一にしているかどうかに関わらず、**原則同一敷地内の居住者のこと**をいいます。



Q21 マイナンバーは記入したほうがよいですか？

A **必ず記入してください。**
個人番号は「児童福祉法による保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務」「子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付に係る支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務」に利用します。
併せて保護者（納入義務者）の個人番号が確認できる書類と本人確認書類の提示（マイナンバーカードや運転免許証等）をお願いします。



Q22 きょうだいで申込みをする場合、証明書はきょうだいそれぞれに必要ですか？

A 下記の取り扱いで証明書の提出をお願いします。
原 本・・・上のお子さんに添付
コピー・・・下のお子さんに添付



Q23 仕事の都合で保護者が入園申し込みに行けません。代理の方でも申し込みますか？

A **可能です。**
ただし、申込書の受付時に、記載内容に不明な点があった場合、不明点についてお尋ねする場合があります。



Q24 有期雇用で働いています。4月入園希望ですが、会社に就労証明書の記載をお願いしたところ、契約期限の3月までの証明しか記載できないと言われました。書類は不備になりますか？

A **不備にはなりません。**
ただし、令和9年度中の就労が証明されていないため、入園後に、園を経由して更新後の就労証明書提出を依頼しています。
また、入園月や有期雇用証明期間が違って、入園後の秋の継続利用希望確認までに有期雇用契約の証明が切れる場合は、随時再提出をお願いすることがあります。



④保育料等に関すること

Q25 年度途中で誕生日がきて子どもの年齢が変わりました。保育料等も変わりますか？

A 誕生日を迎えたことで保育料等が変わることはありません。保育料等の年齢区分は、その年度の4月1日時点の年齢で適用します。



Q26 離婚・再婚した場合、保育料等は変わりますか？

A 保育料等が変更になる場合があります。事象が発生した場合は、各施設にある『教育・保育給付認定変更申請書 兼 変更届』に必要事項を記載し、在園施設へ提出をお願いします。
保育料等が変更になる場合、事象発生月の翌月から変更となりますので、速やかに届出をお願いします。



Q27 保育施設を利用しない日があった場合も保育料や副食費等はかかりますか？

A 入園後は退園しない限り、**通園の有無に関わらず、保育料等は全額かかります**。ただし、3歳以上児の副食費につきましては、療育施設を定期的に利用する場合は減額できる場合がありますので、保育課に問い合わせてください。



Q28 月途中で入園・退園をした場合、3歳未満児の保育料等は日割り計算されますか？

A 原則、**入園は月の初日**です。
なお、**退園については、1か月の間に土曜日を含めて25日以上利用した場合は、1か月分の料金が発生します。25日未満の場合は、日割り計算します。**計算式は以下のとおりです。
『日割保育料等＝保育料等（月額）÷25×利用日数』



Q29 保育料等の算定は、親以外に同居の祖父母の収入も関係するのでしょうか？

A 保育料等の算定でいう、“保護者の市民税所得割額”とは、**基本的には児童の両親の市民税所得割額**です。
ただし、児童の保護者が祖父（祖母）の扶養になっている場合は、扶養している祖父（祖母）世帯の市民税所得割額で保育料等を決定します。



Q30 年度途中で前年所得に関する修正報告をして、市民税額が変わったのですが、保育料等も変わるのでしょうか？

A 保育料等が変更になる場合がありますので、保育課までご連絡ください。変更がある方には変更通知とともに、差額還付または追加徴収をさせていただきます。



Q31 口座振替で保育料等を払っていますが、残高不足で引き落としができませんでした。支払いはどうすればよいですか。

A 公立保育施設に通園の場合
口座振替ができなかった場合、振替月の翌月 15 日頃に再度口座振替を行います。(※)
該当者の方には、『口座残高確認のお願い』が送付されますので、再振替指定日に振替となるように、前日までに口座残高の確認をお願いいたします。
※再振替においても振替不能となった場合は、再振替月の下旬に督促状が送付されます。督促状が出た場合は、督促手数料として保育料とは別に 100 円がかかります。

上記以外の施設に通園の場合
ご利用の保育施設へ直接問い合わせてください。

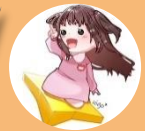


⑤その他よくある問い合わせ

Q32 現在、産前産後の要件で、上の子が通園しています。要件の産後期限5か月を経過した場合どうなりますか？

A お子さんが3歳以上児の場合
事前に「育児休業」や「就労」に変更するなどの申し出があり、『保育を必要とする理由』がある場合は、2号認定のまま継続利用が可能です。『保育を必要とする理由』がない場合は、空きがある場合に限り1号認定（特別利用）となります。

お子さんが3歳未満児の場合
事前に育児休業に変更する、もしくは就労に変更するなど、保育を必要とする理由がある場合は、継続利用が可能です。
ただし、求職活動への変更はできません。



Q33 就労の要件で入園していますが、入園後に仕事を退職してしまいました。この場合、引き続き通園できますか？

A お子さんが3歳以上児の場合
空きがある場合は継続利用可能ですが、1号認定（特別利用）となります。就労の他に『保育を必要とする理由』がある場合には、継続して2号認定となります。

お子さんが3歳未満児の場合
継続利用はできないため、退園となります。
※年度中に求職活動を理由としての入園期間がない場合は、求職活動（3か月）後に就労する、または、就労の他に『保育を必要とする理由』がある場合は、継続利用が可能です。



Q34 事前に保育施設を見学することはできますか？

A 可能です。園開放日などをご利用いただくか、希望の園に事前に直接連絡をしてください。



Q35 年度途中で転園することはできますか？

A 特別な理由がない限り、原則として認めていません。



Q36 退園したい時は、どのような手続きをすればよいですか？

A 保育を必要とする事由を満たさなくなった場合や、千曲市外へ転出する時は、「退園届」に必要事項を記載し、利用中の保育施設へ提出してください。「退園届」は利用中の保育施設にありますので問い合わせてください。



Q37 認可保育施設と認可外保育施設の保育料は同じですか？

A 違います。
認可外保育施設の保育料は、園によって異なりますので、各園へ直接問い合わせてください。



Q38 住所、勤務先など家庭状況が変わりました。
どのような手続きが必要ですか？

A 速やかに『教育・保育給付認定変更申請書 兼 変更届』に該当事由を記載し、在園中の保育施設へ提出してください。
なお、市内転居の場合は園への連絡だけで結構です。



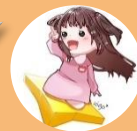
Q39 入園希望の子どもの心身発達に心配（または障がい）があります。
保育士を増やして対応してもらうことはできますか？

A 可能です。園では児童の心身発達状態に応じて保育士を増やして（加配して）保育を行います。ただし、基本的には児童と保育士が1対1で対応することはできませんのでご了承ください。
心身発達に心配がある、または障がいがある場合は、「教育・保育給付認定申請書」の「健康状態」欄に記入してください。医師等により本児童の集団保育が可能と判断した場合にお預かりしますが、保育士の加配が難しい場合は、入園時期や利用可能時間、希望園の変更をお願いすることがあります。



Q40 満3歳になったら認定こども園に通えると聞いたのですが、本当ですか？

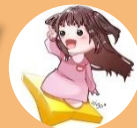
A 1号認定に空きがある場合には、誕生日の前日から入園が可能です。入園希望の認定こども園に問い合わせてください。



Q41 千曲市に住んでいなくても、千曲市の園に通えますか？

A 原則、通えません。住民票がある自治体の園を利用してくださいませようお願いします。なお、年度途中で転出される場合にも、在園児であっても通い続けることが原則できませんのでお気を付けください。

※ただし、条件によっては通える場合もありますので、Q42 回答を一読いただき、保育課まで問い合わせてください。



Q42 千曲市外の保育園・認定こども園への申込みについて教えてください。

A 市外にある保育園や認定こども園(保育利用)を利用することを広域利用といいます。利用可能な場合は、次のとおりです。

(ア) 保護者の就労場所が保育園等のある市町村にあり、かつ市内の保育園等では送迎が困難な場合

(イ) 里帰り出産で実家等の援助が必要である場合

- ・ **保育園等への入園は市内に住んでいる人が優先**されます。市町村間で入園の調整が必要なため、入園の可否は3月上旬以降の連絡となります。申込先市町村の入園申込状況によっては、入園を断られる場合がありますので、ご了承ください。
- ・ 市外の保育園でお預かりできる期間は、利用理由により市町村で異なります。申込先市町村の状況をあらかじめ確認の上、申し込んでください。
- ・ 保育料は、千曲市が決定した金額を千曲市にお支払いいただきます。

※市外の保育園を利用できる理由に該当しなくなった場合は、退園となります。その後、市内の保育園に入園を希望する場合は、あらためて申込みをする必要があります。ただし、希望の園に入園できない場合があります。



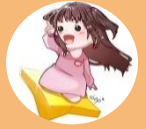
Q43 育児休業から復職して入園する場合、
就労証明書の提出は必要ですか？

A 必要です。

入園申込みの際に、復職（予定）年月日が記載された就労証明書を提出してください。

また、入園申込みの際に就労証明書を提出している場合でも、入園が決定した場合は、復職予定を改めて確認するため、**再度就労証明書の提出が必要です。**

再提出する就労証明書は、**復職（予定）年月日の前月から入園月の10日までに証明されたものを**、保育課または入園先の保育施設へ提出してください。



Q44 千曲市へ転入予定ですが、転入前に仕事を辞め、
入園後に仕事を探す予定です。
申込みはできますか？

A 申込みできます。

入園時点で退職を予定している場合は、「**求職活動**」を理由として**申込み**をしてください。

入園後は、求職活動を開始してから**3か月以内に就労先を決め、新しい勤務先の就労証明書**を入園先の保育施設へ提出してください。

3か月以内に就労とならない場合、お子さんが3歳以上児であれば、1号認定児童（特別利用）として継続利用が可能です。が、お子さんが3歳未満児の場合は、継続利用はできないため、退園となります。
(21 ページ Q11 参照)



Q45 入園申込み後に希望する保育施設を変更できますか？

A 変更できます。

希望する保育施設を変更する場合は、**調整日の12月7日（月）正午までに保育課へご連絡ください。**
(5 ページ参照)



Q46 入園申込事前説明会への参加は必要ですか？

A 参加は必須ではありません。

都合により参加できない場合でも、入園申込みや利用調整に影響はありません。説明会当日に上映する入園申込みに関する説明動画は、後日、市ホームページで公開する予定です。

ご都合にあわせてご参加ください。



9 千曲市保育施設一覧

区 分	名 称	所在地	定員	受入年齢	電話番号
公立保育園	屋代保育園	屋代 1682	100	10 か月～	026-272-1726
公立保育園	あんずの里保育園	生萱 116-1	95		026-272-1731
公立保育園	埴生保育園	寂蒔 1035	90		026-273-2382
公立保育園	杭瀬下保育園	杭瀬下 3 丁目 76	150		026-273-2974
公立保育園	稻荷山保育園	稻荷山 2131-1	150		026-272-1315
公立保育園	桑原保育園	桑原 1340-2	60		026-274-1107
公立保育園	八幡保育園	八幡 3125-2	150		026-272-1650
公立保育園	戸倉保育園	戸倉 2388	150		026-276-5717
公立保育園	更級保育園	羽尾 1809	100		026-275-0943
公立保育園	五加保育園	内川 651	200		026-275-1489
公立保育園	上山田保育園	上山田 830	130	6 か月～	026-275-1477
私立保育園	(福)徳応院聖舎 徳応院保育園	中 201-2	90	6 か月～	026-273-3051
私立保育園	(福)有明福祉会 あかね保育園	屋代 476	90	6 か月～	026-273-2415
私立保育園	(福)有明福祉会 あかね北保育園	雨宮 1673-1	115	6 か月～	026-273-2975
認定こども園	(福)満照寺福祉会 まんしょうじこども園	小島 3063-4	80	6 か月～ ※上記以前は要相談	026-272-0241
認定こども園	(学)聖十字学園 稻荷山くるみこども園	稻荷山 198	75	12 か月～	026-272-1215
認定こども園	Alphabet Kids インターナショナル保育園	内川 580-1	40	10 か月～	026-214-1911 080-4834-7703
認定こども園	(学)信学会 信学会さゆり幼稚園	磯部 931	160	教育：満3歳児 保育：3歳児	026-275-0370
小規模保育施設	ちくまの森保育園 nursery(ナーサリー)	鋳物師屋 384-6	19	3 か月～2歳	026-214-2210
小規模保育施設	みらいこもれび保育園	戸倉 1675-1	19	満6 か月～2歳	026-214-8776

10 認可外保育施設の紹介

以下は認可外保育施設として長野県に届出を行った施設です。認可外保育施設は、利用者と施設の直接契約です。利用を希望する場合は施設に直接連絡し、空き状況や保育料等を確認してください。市で行っている入園申込みの対象とはなりません。

令和8年9月時点

名 称	所在地	定員	受入年齢	開園時間	電話番号
NPO 法人 さらしなの里自然保育ぽっこ	八幡 5393	24	3～5歳	月～金 8:30～17:00	080-9540-4645
ちくまの森保育園 genius (ジーニアス)	上徳間 329-1	12	3 か月頃 ～2歳	月～土 7:30～18:30	026-405-1050
ひかり保育園	磯部 1365-3	18	2 ヶ月頃 ～2歳	月～金 7:30～18:30	026-462-0267

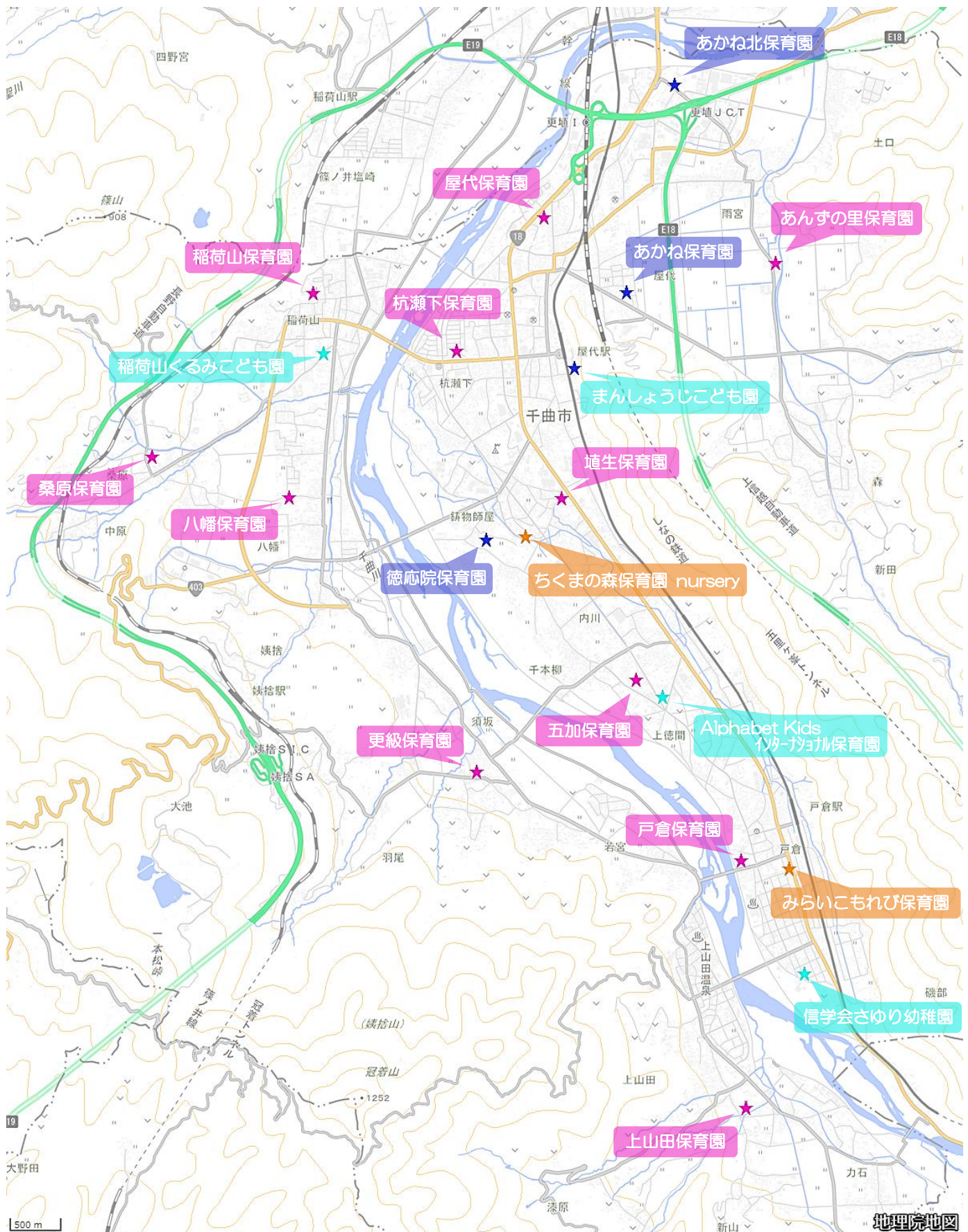
11 千曲市保育施設案内図

公立保育園

私立保育園

認定こども園

小規模保育施設



出典：国土地理院ウェブサイト (<https://www.gsi.go.jp>)
 地理院地図（電子国土WEB）を加工して作成

12 千曲市認可保育施設（公立）のご案内



教育・保育方針

子どもは豊かに伸びていく可能性をうちに秘めています。私たちはその子どもたちが現在を最もよく生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うよう願って保育していきます。

園の情報

受入年齢	生後10か月児～（上山田保育園のみ生後6か月児～）	
開園時間	月～金	7:00～19:00
	土	7:00～19:00
	日	7:00～19:00 ※杭瀬下・上山田のみ
給食	3歳未満児	「主食」も含めて提供 ※主食を持参していただく必要はありません。
	3歳以上児	「主食」は持参 ※副食（おかず、おやつ）のみの提供となります。
入園時にご用意 いただく主なもの （詳細は2月の 一日入園時に ご案内します）	3歳未満児	・トートバッグ ・お昼寝布団（敷布団・掛布団） ・上履き、靴袋（歩ける場合） ・水筒（土曜保育が必要な場合） など
	3歳以上児	・通園カバン、絵本袋、着替え袋 ・お昼寝布団（敷布団・掛布団） ・給食用具（お弁当箱、水筒、ナフキン、はし等） ・上履き、靴袋 など
その他	・おむつの処分：園で処分します。 ・保護者会：あり ・カラー帽子、出席ノート等は園で用意して集金します。	

12 千曲市認可保育施設（私立）のご案内

徳応院保育園



教育・保育方針

【保育方針】私たちは仏様の教えを受けた子どもとして、みな兄弟であり互いに助け合い幸せに暮らすという教えのもと、保護者・地域の人たちと共に、子どもの養護に配慮しつつ、人間性豊かで健康な体と心の育成を目指します。

【園目標】

- ・元気でのびのびとした子ども
- ・仏さまを拝み、生き物を大切にする子ども
- ・元気よくきちんとあいさつのできる子ども

園の情報

住所	千曲市中201-2	
電話番号	(026) 273-3051	
定員	90名	
受入年齢	生後6か月児	
開園時間	月～金	7:00～19:00
	土	7:00～19:00
延長保育	あり（料金は施設にお問合せください）	
一時預かり	あり（料金は施設にお問合せください）	
給食費 （3歳以上児）	主食費：持参のためなし 副食費：料金は市の規定に準ずる	
入園後に別途かかる主な費用	・新学用品：年齢により異なります。 ・園服：3歳以上児 5,100円 3歳未満児(スモック) 2,130円 ・園帽：1,250円 ・保護者会費：年 1,800円/園児1人あたり ・園での生活写真代：60円程度/枚	
慣らし(慣れ)保育の実施	なし（※要望に応じて対応）	
その他	・3歳以上、外部講師による月2～3回の「ヒップホップを踊ろう」。 ・年長、年中クラス、外部講師（カナダ人）による月2～3回の「英語で遊ぼう」があります。	

あかね保育園



教育・保育方針

恵まれた自然と人的物的環境を大切にしながら、子ども達の自主性を尊重し、様々な体験を通して一人一人の育ちを豊かで確かなものにしていきます。

保育目標：

- ・心身共に健康で明るく元気な子ども
- ・生活習慣を身に付け礼儀正しい子ども
- ・みんなと仲良く遊び思いやりの心を持つ優しい子ども

園の情報

住所	千曲市大字屋代476	
電話番号	(026) 273-2415	
定員	90名	
受入年齢	生後6か月児	
開園時間	月～金	7:00 ~ 19:00
	土	7:00 ~ 18:30
延長保育	あり（有明福祉会の料金表）	
一時預かり	あり（有明福祉会の料金表）	
給食費 （3歳以上児）	主食費：持参のためなし 副食費：料金は市の規定に準ずる	
入園後に別途かかる 主な費用	<3歳以上児>※学年により変動 ・新学用品（ワークブック、クレヨン等）：1,100円～5,600円程 ・園服、園帽（夏用・冬用）：10,690円 ・体操着 半袖・長袖：13,500円 ・保護者会費：年4,200円/園児1人あたり ・園での生活写真代：65円程/枚（年間4回ネット販売）	
慣らし（慣れ）保育の 実施	・入園後1～2週間程度（※要望に応じて対応）	
その他	・3歳以上児は週1回専門講師（NPIC）による体操教室があります ・欠席・遅刻連絡、保護者連絡等コドモンのアプリを利用しています ・おむつの処分は園で行っております ・年長児になると、お楽しみ保育・書道体験教室・鼓笛・お別れ遠足などの行事・活動があります。	

あかね北保育園



教育・保育方針

受け入れる子ども一人ひとり（人格）を大切にしながら、どの子ども自分らしさを出しきって、のびのびと遊び活動する保育をしています。未来を担う子どもたちに「最善の今」を提供すべく努力しています。子ども一人ひとりを主人公に感性豊かなたくましい子どもを育成します。共育ちの礎として保護者支援や地域の子育てを支えます。

園の情報

住所	千曲市大字雨宮1673-1	
電話番号	(026) 273-2975	
定員	115名	
受入年齢	生後6か月児	
開園時間	月～金	7:00～19:00
	土	7:00～18:30
延長保育	あり（有明福祉会の料金表）	
一時預かり	あり（有明福祉会の料金表）	
給食費 （3歳以上児）	主食費：持参のためなし 副食費：料金は市の規定に準ずる	
入園後に別途かかる主な費用	≪3歳以上児≫ ・園服＆園帽（夏冬用）10,650円、体操着（長袖＆半袖）11,700円 ・新学用品（ワークブック、名札、クレヨン等）：850円～6,860円 ※学年により変動有 ・保護者会費：年3,000円/園児1人あたり ・園での生活写真代：65円程/枚（年4回ネット販売）	
慣らし（慣れ）保育の実施	・入園後1～2週間程度（※要望に応じて対応）	
その他	・NPIC指導員による体操教室はクラス別に毎週1回月曜日に行います。 ・欠席遅刻連絡、保護者連絡等はコドモンのアプリを利用しています。 ・おむつの処分は園で行っています ・書道体験は年長が初歩から教わり、自分の名前書きにも挑戦します。 ・避難訓練と身体測定は毎月行います。	

まんしょうじこども園



教育・保育方針

一人一人の育ちを大切に、保護者・地域と連携して『和のある保育』を目指します。



このたび当園は令和8年4月より

「認定こども園（保育所型）」へ移行する運びとなりました。これまでの保育機能に加え、教育機能を併せ持つ施設として、地域の子育て支援の充実に努めてまいります。※保護者の就労に関わらず入所することが可能になりました。

園の情報

住所	千曲市大字小島3063番地4
電話番号	026-272-0241
定員	80名
受け入れ年齢	生後6か月より
開園時間	月～金 7:00～19:00 土 7:00～19:00
延長保育	あり（料金は市の規定に準ずる）
一時預かり	あり（料金は市の規定に準ずる）
給食費 （3歳以上児）	主 食：ご持参ください。（お弁当箱に入れて持たせてください） 副食費：料金は市の規定に準ずる。（口座振替） ※未満児は完全給食です。給食費は保育料に含まれています。
新年少児購入品	園指定：園児服（冬・夏） 交通安全メッシュ帽子 教材一式（クレヨン・のり・はさみ・カスタネット・なわとび）
未満児おすすめ	「手ぶら登園」導入：おむつ・おしりふき・エプロン・お口拭きなどの購入契約ができます。 ※毎日の準備がぐーんと楽になります。しかも衛生的です。
その他	・文化箏・茶道を通じて和の文化を学びます。 ・リトミックで音楽に合わせて体を動かし、集中力、想像力、表現力など、子どもの基礎的な力を育てます。 ・お花まつり・親子交通安全教室で、命の大切さとルールを知ります。 ・お散歩に出かけ、季節の草花を見つけます。 ・英語の授業 ・広くなった園庭でおもいきり遊びます。



稲荷山くるみこども園



教育・保育方針

1925 年前身の稲荷山幼稚園設立。「キリストの愛の精神に基づき、一人ひとりを大切にする保育」

***明るいい子**：家族や多くの恵みの中で生かされる喜びを持って明るく生きる子ども

***思いやりのある子**：違いを超えて、共にいたわり励まし合うことのできる子ども

***たくましい子**：心も体も健やかに成長し、いつも元気に頑張れる気持ちを持つ子ども

園の情報

住所	千曲市稲荷山198	
電話番号	(026) 272-1215	
定員	75名	
受入年齢	満1歳児から	
開園時間	月～金	7:30 ~ 18:30
	土	7:30 ~ 18:30
延長保育	あり（料金：1時間 1号 100円、2号 60円、3号 80円）	
一時預かり	あり（料金：未満児1時間 350円、給食費300円、おやつ代50円）	
給食費 （3歳以上児）	1号認定：4,700円 1号認定（満3歳児）：5,200円 2号認定：5,700円	
入園後に別途かかる主な費用	・新学用品（帽子、クレヨン等）：1,000円～7,500円程 ※品数により変動 ・制服・リュック等（以上児）：25,000円程	
慣らし（慣れ）保育の実施	・入園後1週間程度（※要望に応じて対応）	
その他	・子どもを一個の人格として尊重する保育を大切にしています。 ・5歳までは自己肯定感の土台となる期間です。まなざし、声かけ、ふれあい等、丁寧な子どもとの関わりを職員皆で心がけています。	



CONTACT

〒389-0802 千曲市内川580-1

☎ 026-214-1911

☎ 080-4834-7703

✉ ake.academy@gmail.com

HP alphabetkidsenglish.com

HPはこちらから→



アルファベットキッズとは？

Alphabet Kidsインターナショナル保育園は、子どもが自然と持つ言葉を覚える能力を多文化環境で生かす保育園です。

一人一人の個性を伸ばしながら毎日英語に囲まれ、楽しいスペースで遊びます。0歳児さんから年長さんの大事な時期に大きな世界と大きな可能性を夢見てたくさんの経験を重ねます。ネイティブの先生と保育士が一緒になって保育・教育・成長の新しいかたちをディスカバーします！

Mission 私たちの使命

温かい愛情の中、安心して学び成長できる英語環境を作る。

Credo クレド

Every child is beautiful.

We will listen and give space for individual expression.

We will create problem solvers.

The child's wellbeing is at the center of our decisions.

In this place, everyone is important, respected, accepted, loved, and heard.



1日のようす

お散歩や水遊び、給食や歯みがき、お昼寝など、どんな園でも見られるようなものに加え、サークルタイム、ショウ・アンド・テル、ダンス、ワークシートなどのインターナショナル園独特なアクティビティも取り入れて生活します。

基本的には全て英語での指導が多いですが、慣れるまでは日本語での支援もありますのでご安心下さい





教育・保育方針

開放感のある園舎、広い園庭が特徴的な信学会さゆり幼稚園では、『遊びは学び』を礎にして、子どもたちがワクワクする活動や体験が広がっていくように、環境づくりに取り組んでいます。

そして「楽しそう、やってみたい、どうだろうか」と自ら考え、試行錯誤しながら力を合わせて行動しようとする子を育てています。

園の情報

住所	千曲市磯部931	
電話番号	(026) 275-0370	
定員	1号・1号かつ新2号：150名 2号：10名 計160名	
受入年齢	満3歳児以上	
開園時間	月～金	7:30～19:00 (早朝保育・延長保育料金別途規定有り)
	土	7:30～19:00 (料金別途規定有り)
延長保育	料金は施設にお問合せください	
給食	月～木：おかず給食＋牛乳(水曜のみヤクルトかジョア)※主食は持参 金：パン給食(おかずあり)＋牛乳 ※主食は必要なし	
入園後に別途かかる主な費用	- 入園時教材費：10,000円 - 制服等一式：16,000円～(各ご家庭の必要枚数による) - 授業料：1,100円 ※満3歳児は11,700円 - 給食費：6,200円(1号認定・1号かつ新2号認定) 7,700円(2号認定) - 園バス通園者のバス代：4,180円	
慣らし(慣れ)保育の実施	- 満3歳クラスは入園後1週間程度(※要望に応じて対応) - 年少以上児クラスは入園式始業式後7日～10日程度	
その他	- 専科教室(英語・体育・ピアノ・のびのび(もじ・かず))園内にある教室なので送迎不要。送迎0分の習いごとが大変好評です。 - 一人ひとりの学びの記録「ラーニングストーリー」に取り組んでいます。一人ひとりの学びを写真を交えて記録したものを、保護者の皆さま、保育者、子どもたちと共有し、成長の土台である自己肯定感を育てていきます。 - おむつは園で処分します。	

ちくまの森保育園 nursery



3つの子どもの姿

自分らしさを
表現できる子ども

楽しく遊べる
子ども

チャレンジできる
子ども

～園概要～

- ★住所 : 千曲市鋳物師屋384-6
- ★電話番号 : 026-214-2210
- ★定員 : 19名
- ★受入年齢 : 生後3ヵ月児～2歳児まで
- ★開園時間 : 月～土 7:30～18:30
- ★給食 : 主食も含めて提供
＊離乳食・アレルギー食対応



病児保育ルーム

姉妹園geniusの病児保育を優先的に利用できます！

★対象児 : 生後10ヵ月から小学校6年生

★利用時間 : 8:00～17:00(土日祝を除く)

園見学・ご相談



お気軽にご連絡ください！

Instagram毎日更新中！



@MORIGROUP_HOIKUEN



一般社団法人 未来会

保育理念

みんな 笑顔 ゆったり気分 安心できる保育園

保育方針

◆五感で感じる

一年を通していろんな環境の中、見て・触れて・体験をして・心と身体の成長をうながします。

◆手足を自由に動かして、丈夫なからだに身体全体を使った遊びで、健康な身体作り。基本は歩く。体調と空をみながら ほとんど毎日お散歩します。

◆友だちに対する優しさ思いやりの心を育てる
温かい心で接すると、温かい心が育ちます。

◆怒らない保育 褒めて育てる保育
愛情をもった導き

保育士の言葉かけにより、最後まであきらめない頑張る気持ち出来た時の喜びと達成感、満足感をあじわい自己肯定感と非認知能力を育みます。

◆一人一人の子どもを大切にする
個々の性格や成長は様々です。個性を見極めて保育を実施します。

◆保護者との信頼関係を大切にする
保護者様との連携を持ち、子育ての喜びを味わい、悩みや壁と一緒に解決していきましょう。



みらいこもれび保育園

開園時間 7:30~19:00

〒389-0804

住所：千曲市戸倉 1675-1

TEL：026-214-8776

定員数：19名(受入：満6カ月から)

♪令和8年4月1日開園♪

未来会 HP
ご覧ください☆



にこにこ ほんわか ぽっかぽか

大好きな家族と離れて、初めてお友だちと一緒に過ごす保育園が、楽しく遊べる場所で、安心できる先生がいて にこにこ笑顔でござえるように、ほんわか雰囲気の中、保育のプロが ぽっかぽかの愛情をたくさん注ぎます。ほめる保育を根底に。叱ることも時には必要ですが、基本は、ほめて育てる。できた！と 嬉しくて自信につながり どんどんできる事を増やしてあげたいです。

少人数だからできること。0歳～2歳まで一緒に生活するから芽生える気持ち。心・体・言葉・生活力が大きく成長できることが たくさんあります。また、五感を大切に1年中 色々な体験をして楽しめます。

保育士は個々の個性を把握して寄り添い、成長を見守り、促し、保護者の方と一緒に喜びを共感したいと思っています。

13 千曲市保育施設等利用調整基準表

1. 基本点数項目表

類型		保護者の状況			基本点	
1	就労	A 会社等に雇用 されている者 （事業主が親族 の場合を除く ・自営中心者）	月の就労時間が 160時間以上		100	
			// 140時間以上160時間未満		95	
			// 120時間以上140時間未満		90	
			月の就労時間が 64時間以上 120時間未満	月20日以上	一日の就労時間が平均 5時間以上	85
					// 4時間以上5時間未満	80
				月18日以上	一日の就労時間が平均 6時間以上	85
					// 5時間以上6時間未満	80
					// 4時間以上5時間未満	75
				月16日以上	一日の就労時間が平均 7時間以上	85
					// 6時間以上7時間未満	80
					// 5時間以上6時間未満	75
				// 4時間以上5時間未満		70
			上記以外、月の就労時間が 100時間以上120時間未満		70	
			// 80時間以上100時間未満		65	
			// 64時間以上80時間未満		60	
		(B (A以外の者))	月の就労時間が 160時間以上		85	
			// 140時間以上160時間未満		80	
			// 120時間以上140時間未満		75	
			月の就労時間が 64時間以上 120時間未満	月20日以上	一日の就労時間が平均 5時間以上	70
					// 4時間以上5時間未満	65
				月18日以上	一日の就労時間が平均 6時間以上	70
			// 5時間以上6時間未満		65	
			// 4時間以上5時間未満		60	
			月16日以上	一日の就労時間が平均 7時間以上	70	
				// 6時間以上7時間未満	65	
		// 5時間以上6時間未満		60		
		// 4時間以上5時間未満		55		
		上記以外、月の就労時間が 100時間以上120時間未満		55		
		// 80時間以上100時間未満		50		
		// 64時間以上80時間未満		45		
		申し込み時点以降に就労予定で、かつ事業主との関係が家族・実家・親戚の場合		20		
2	妊娠・出産	出産日または出産予定日の2か月前から、出産日または出産予定日の3か月後まで		90		
		上記期間以外	切迫早産、切迫流産など特段に保育を必要とする場合		90	
			上記以外（出産日または出産予定日の4か月から5か月後まで）		60	
3	保護者の 疾病・傷害	入院（1か月以上）		100		
		自宅療養	常時伏臥		100	
			週1回以上の通院を伴う1か月以上の療養		70	
			その他乳幼児保育不可能と認められる療養		50	
		心身障がい	身体障害者手帳1級・2級 療育手帳A1・A2 精神障害者保健福祉手帳1級		100	
			身体障害者手帳3級 療育手帳B1 精神障害者保健福祉手帳2級		80	
身体障害者手帳4級以下 療育手帳B2 精神障害者保健福祉手帳3級			50			
4	同居又は長期 入院等してい る親族の介 護・看護（別 居の祖父母を 含む）	入院付添 1か月以上の親族の入院付添にあっている者		100		
		心身障がい児（者）介護 心身障がい児（者）の介護、通園・通学、病院等に常時あっている者		100		
		居宅内介護（介護を要する者の居宅を含む） 寝たきり老人（者）の介護に常時あっている者（常時観察と介護を要する場合）		100		
		上記以外の介護		50		
5	災害復旧	災害による家屋の損傷その他災害の復旧		100		
6	求職活動	求職活動中又は起業準備中		35		
7	就学	各種学校、専修学校等に準ずる教育施設及び職業訓練校に通学（通信制を除く）		就労A準用		
基準外	虐待やDV、またはそのおそれのあること		基準点によらず、 最優先とするもの			
	死別・行方不明・拘禁などで父母ともの不存在の場合					
	児童福祉の観点から、市長が特に保育の必要性が高いと判断した場合					
	月の就労時間が120時間を超える幼稚園教諭、保育教諭、看護師の場合（千曲市内の特定教育・保育施設、特定地域型保育事業所で保育士等として勤務している、または勤務予定に限る）					

2. 調整点数項目表

項目	内容	基本点
1 ひとり親家庭	離婚、離婚調停中、未婚、死別、行方不明等	20
2 生活保護世帯	自立支援につながる場合（基本点数項目表の類型1、類型6、類型7いずれかに保護者ともが該当すること）	10
3 生計中心者の失業等により、就労の必要性が高い場合	生計中心者の自己都合以外の失業・長期休業を理由に本人あるいはその配偶者が、求職活動・新規就労のために申し込む時	15
4 子どもが障がい有する場合	利用希望児童が障がいにかかる手帳の交付を受けている場合で、集団保育が可能とされた児童	5
5 兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合	兄弟姉妹がすでに利用している場合で、同一の保育施設等の利用を希望する場合（兄弟姉妹どちらかが利用している保育施設等への転園希望をする場合を含む）	30
	上記以外	20
6 地域型保育事業等の卒園児	地域型保育事業等の卒園児童であって、連携施設以外の転園を希望する場合（4月入園の調整時のみ適用）	30
7 転園	認可保育施設の閉鎖、保育事業中止等により、他の保育施設への転園を希望する場合	30
	転居等により現在利用している園への通園が著しく困難になったため転園を希望する場合	10
	年度途中で認定こども園などの教育利用に転園予定の場合	△15
8 世帯状況	保護者の就労時間が長く、一部園の開所時間より保育希望時間が長い場合	10
	保護者の一方が不在（単身赴任、海外勤務等）の世帯	10
	保育施設等の所在地区外に居住している場合	△10
	保育料及び延長保育料について、正当な理由なく滞納している場合	△30
	特別な理由がなく児童と保護者の住所が違うなど、生活の実態が伴わない者または千曲市に在住しない者	△20
9 保育士等	月の就労時間が80～120時間未満の幼稚園教諭、保育教諭、看護師の場合（千曲市内の特定教育・保育施設、特定地域型保育事業所で保育士等として勤務している、または勤務予定に限る）	30

3. 同点になった場合の優先項目

優先段階	条件
第一段階	基本点数項目表の点数が高い家庭
第二段階	調整点数項目表の項目1～3を合計した点数が高い家庭
第三段階	基本点数項目表の類型間の優先段階（①～⑦の順） ①災害復旧 ②疾病、障がい ③就労 ④介護・看護 ⑤妊娠・出産 ⑥就学 ⑦求職活動
第四段階	養育している小学生以下の子どもの多い家庭
第五段階	養育している子どもが多い家庭（年齢を問わない）
第六段階	利用調整基準日時時点で、千曲市に住民票のある家庭
第七段階	保護者の市民税所得割額の合計額が低い家庭
第八段階	申し込み時に保育料を滞納していない家庭

選考方法

- 1 在園児が次年度も引き続き利用を希望する場合で、前年度と比べ著しい変化がない場合においては、前年度から引き続き保育要件を有するものとして、継続利用を保障するものとする。ただし、保護者の保育を必要とする理由が求職活動の場合はその限りではない。
- 2 保護者1人ずつに「1. 基本点数項目表」により該当する内容に応じた採点を行い、保護者のうち点数の低いほうをその子どもにおける基本点数とし、「2. 調整点数項目表」により該当する点数を加算する。算出の結果、点数の高い子どもから利用調整を行う。
- 3 同一保護者が「1. 基本点数項目表」の複数の類型に該当する場合は、主に保育を必要とする理由から採点する。
- 4 同一保護者が複数の就労を掛け持ちしている場合、合計した就労時間（ただし、事業主との関係が家族・実家・親戚で内定の場合はその時間を除く）から基本点数を採点する。なお、就労の様態が「居宅外労働、自営中心者」と「居宅内労働、自営協力者」の双方にまたがる場合には、就労時間が長い方の区分を用い、同じ時間であれば、「居宅内労働、自営協力者」の区分を用いる。
- 5 同一家庭が「2. 調整点数項目表」の複数の項目に該当する場合は、項目の組み合わせによっては重複して点数を加算する。
- 6 家庭の状況がこの基準表の点数により難しい場合は、市長の判断により当該家庭にとって適当と考えられる点数に変更することができる。



